

パチンコ景品交換協進協会は 偽装委託契約をやめ休業手当を支払え！ 労働基準監督署へ申告、職安、年金事務所へ申し出

1日14時間労働、月180時間残業手当不払い

岡山市にあるパチンコ景品交換(有)協進商
会は、交換業務の労働者を「委託契約」とし
て扱っています。

朝9時から夜11時ま
で交代要員もなく1
人で1日14時間もの
景品交換業務をし、
月4-5日の休日で
25万円の「賃金」
でした。

あるパチンコ店
が閉店になり、そ
こで仕事をしてい
た労働者が今度は
1日6時間、時給
800円、月15日程
度勤務への「雇用
契約」への変更を
迫られました。こ
れを拒否したため
に、この間仕事に
就けませんでした。
これに納得できず
地域労組に加入し
て交渉をしました。



基準法違反の「委託契約」の是正指導を無視

この交換業務が勤務時間の指定、時間に応じた「賃金」支払いなどから「雇用契約」であると労働基準監督署から数年前に指導されてい
ました。会社は「随時」雇用契約に「移行する」
との文書を2年前に労働者に出していますが、
「是正」指導を無視し、「委託契約」から「雇
用契約」に移行した労働者はいませんでした。

組合は、雇用契約であるので残業手当の支払
いと休業補償を要求して、残業代2年分と休業
補償の一部を支払わせました。

監督署へ申告、職安、年金事務所への申立

会社は団体交渉は決裂した、裁判での争いなど
と主張しました。

組合と本人は、労働基準監督署に休業補償の
支払い、「委託契約」是正などを申出、職安へ
雇用保険加入、年金事務所へ社会保険の遡及加
入を申し出ました。各機関は、違法について調
査するとしています。

シンユウ物流の未払い残業手当支払請求訴訟 貨物運送の「歩合給」に残業代は含まれない

月200時間もの残業、家に帰るのは週1日

総社市にある(有)シンユウ物流の運転手が病
気休業後に就労した際、医師から残業の制限等
を指示されて、会社に申し出ましたが会社はこ
れを認めず、退職を求めました。

無理が出来ないと退職を受け入れましたが、
それまでの残業代未払いについて、地域労組に
入り支払いを求めました。

この労働者は岡山を月曜日に出発して関西、
関東方面の荷主と搬送先を転々とし車中泊をし
ながら走り、土曜日に家に帰っていました。1
日の休憩時間が2-3時間のことも度々あり月

平均の残業時間は約200時間になりました。

会社は「職務給(=歩合給)」に残業代を
含むと就業規則にある
ので払わないと拒否。
監督署に申告すると、
最低賃金違反部分の支
払いを勧告し、後は
「裁判で」と指導し、
裁判となりました。労
働審判でも解決せずに
地裁での争いとなっ
ています。ご支援を
よろしく願います。

